

○波佐見町 I J U ターン奨励金交付要綱

平成30年 5 月24日告示第20号

改正

令和 2 年 3 月30日告示第29号

令和 3 年 3 月19日告示第20号

波佐見町 I J U ターン奨励金交付要綱

(趣旨)

**第 1 条** この要綱は、新たに本町に転入してきた者であって、町内の民間賃貸住宅に居住することとなった者のうち、新たに町内の事業所等に雇用されることとなった者又は新たに町内で主たる事業を創業することとなった者に対して、奨励金を交付することにより、転入者の生活の安定を図り、もって定住の促進と地域の活性化を促すことを目的とする。

(定義)

**第 2 条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 転入 他市町村から本町に移り住むことをいう。ただし、本町を転出し 1 年以内に再度他市町村から本町に移り住む場合を除く。
- (2) 町内事業所 町内に本社・支社・営業所等を有する事業所をいう。
- (3) 常勤雇用 事業所の所定労働時間を通じて勤務する労働形態により雇用されることをいい、正規又は非正規を問わない。
- (4) 家賃 建物賃貸借契約に定められた賃借料の月額をいう。
- (5) 住宅手当 事業主が従業員に対して支給又は負担する住宅に関する手当等の月額をいう。
- (6) 町税等 本町における町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険料、保育料、介護保険料、水道料金をいう。

(支給対象)

**第 3 条** 支給の対象となる者は、令和 2 年 4 月以降に本町に転入してきた者であって、次の各号に掲げる全ての要件に該当する者とする。なお、同一世帯において該当する者が複数存在する場合は、いずれか一人を代表者として支給対象とする。

- (1) 転入を機に新たに賃貸借契約を締結した町内の民間賃貸住宅に居住していること。ただし、世帯員の 3 親等内の親族が所有及び経営する賃貸住宅は除く。
- (2) 令和 2 年 4 月以降に町内事業所に新たに常勤雇用されることとなった者又は町内で新たに主たる事業を創業することとなった者
- (3) 本奨励金の交付を受ける日から 2 年を超える日までの期間は町内

の民間賃貸住宅に居住すること。

- (4) 本町に本人及び配偶者又はその直系の親族が所有する住宅がないこと。
  - (5) 当該賃貸住宅を自己の居住用以外の目的に使用し、若しくは転貸し、又は使用权を譲渡していない者であること。
  - (6) 世帯全員が町税等を滞納していないこと。
  - (7) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていない世帯に属する者であること。
  - (8) 波佐見町暴力団排除条例（平成24年条例第19号）第2条に規定する暴力団員等でないこと。
  - (9) 国家公務員又は地方公務員でないこと。
  - (10) 本奨励金の交付を受けたことがないこと。
  - (11) 移住支援補助金の交付対象外であること。
  - (12) 波佐見町保育士確保対策事業費補助金の交付対象外であること。
- （奨励金の交付対象者、奨励金の額）

**第4条** 奨励金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 民間賃貸住宅に居住を開始し、かつその間に町内事業所に就業している者
- (2) 町内事業所に就業し、かつその間に民間賃貸住宅に居住を開始している者

2 奨励金の額は6万円とする。

（奨励金の交付申請）

**第5条** 申請は、前条第1項に該当する者が民間賃貸住宅に居住を開始した日若しくは町内事業所に就業した日以降とする。ただし、民間賃貸住宅に居住を開始した日若しくは就業した日から1年以内にしなければならない。

2 奨励金の交付を受けようとするものは、波佐見町I J Uターン奨励金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
  - (2) 在職証明書（様式第3号）（常用労働者の場合）
  - (3) 個人事業所の開業届出書の写し（個人事業主の場合）
  - (4) 当該賃貸住宅の契約書の写し
  - (5) 調査承諾書（様式第4号）
  - (6) その他町長が必要と認める書類
- （交付決定及び額の確定）

**第6条** 町長は、前条第2項に規定する申請書その他必要書類を受理した場合は、速やかにその内容を審査の上、適当であると認めるときは、交付の決定及び額の確定を行い、波佐見町I J Uターン奨励金交付決定及び額の確定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。  
（奨励金の支給）

**第7条** 交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、奨励金の交付を受けようとするときは、波佐見町I J Uターン奨励金交付請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。  
（奨励金の返還）

**第8条** 交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金を返還しなければならない。

（1） 第3条第1項各号において該当しない項目があるとき。

（2） 虚偽の申請その他不正な手段により交付を受けたとき。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、奨励金を受けた者が真にやむを得ない特別の事由があると認められるときは、奨励金の返還を免除することができる。

（返還の額）

**第9条** 奨励金の返還を命ずる額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 虚偽の申請その他不正な手段を行った場合は、奨励金の全額とする。

（2） 交付を受けた日から1年以内は、奨励金の全額とする。

（3） 交付を受けた日から1年を超えて2年以内は、奨励金の2分の1の額とする。

2 町長は、奨励金の返還を決定したときは、波佐見町I J Uターン奨励金返還決定通知書兼返還請求通知書（様式第7号）により通知するものとする。

3 奨励金の返還決定を受けた者は、返還決定通知書を発した日から起算して30日以内に、返還金を一括で返還しなければならない。

4 返還金を遅滞した場合は、波佐見町税条例（昭和31年条例第16号）に準じ延滞金を徴するものとする。

（その他）

**第10条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日告示第29号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月19日告示第20号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和4年3月31日までに令和3年3月31日以前に転入してきた者から申請があった場合は、この要綱による改正後の波佐見町I J Uターン奨励金交付要綱第3条及び第4条、第5条の規定は適用せず、この要綱による改正前の波佐見町I J Uターン奨励金交付要綱第3条及び第4条、第5条の規定は、なおその効力を有する。